

男女共同参画にかかる研究活動支援実施要項

平成 26. 4.17 委員会決定

改正 平成 26. 6.19 平成 27. 6.18

平成 27.12.17

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学における女性研究者等が出産、育児、介護等により研究活動に支障が生じないように支援するため、当該研究活動に必要な研究活動支援者を雇用するに当たって、必要な事項を定める。

(利用者の対象)

第2 研究活動支援者による研究活動支援を利用する者（以下「利用者」という。）は、本学で研究に従事している常勤教職員、非常勤教職員（社会保険に加入する者に限る。）及び独立行政法人日本学術振興会特別研究員のうち、次のいずれかに該当するときとする。ただし、利用者が男性研究者の場合は配偶者が研究に従事している者に限る。

- (1) 本人又は配偶者が妊娠しているとき。
- (2) 小学校6年生までの子どもを養育しているとき（育児休業の期間を除く。）。
- (3) 要介護者を介護しているとき。

（国立大学法人群馬大学「教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則第3条第1項第4号」が定める該当者に限る。また、介護休業の期間を除きます。）

- ① 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ② 父母、子、配偶者の父母
- ③ 同居している祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ④ 同居している父母の配偶者
- ⑤ 同居している配偶者の父母の配偶者
- ⑥ 同居している子の配偶者
- ⑦ 同居している配偶者の子

- (4) その他男女共同参画推進室長（以下「室長」という。）が特に認めたとき。

(身分等)

第3 研究活動支援者は、パート教職員とする。

- 2 別の経費で雇用されている者を、研究活動支援者とすることはできない。

(職 務)

第4 研究活動支援者は、利用者の指示の下、実験補助、調査補助、データ分析、論文資

料又は報告書の作成等の利用者のための研究活動に必要な業務のみに従事する。

(労働条件等)

- 第5 研究活動支援者の雇用期間は1年以内とし、再任は妨げない。ただし、雇用期間中に第2の各号に掲げる事由が消滅したときは、当該月の末日までとする。
- 2 研究活動支援者の労働条件は、国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則によるものとする。
- 3 研究活動支援者の労働時間は、1週間当たり19時間以内とし、7時から22時までの間で労働時間を割り振るものとする。
- 4 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントである者を研究活動支援者に採用する場合の1週間当たりの労働時間については、ティーチング・アシスタントは合計して10時間以内に、リサーチ・アシスタントは合計して19時間以内とし、業務及び労働時間の適正管理に留意する。

(申請及び審査)

- 第6 研究活動支援者による研究支援の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、申請期間内に、研究活動支援者の候補者名、職務内容、労働時間等を別に定める申請書（様式1）により室長に申請しなければならない。なお、申請期間終了後に研究活動支援の必要が生じた場合は、申請期間に限らず、申請をすることができるものとする。
- 2 利用者は、同一時間帯に研究活動支援者を2人以上雇用することはできない。
- 3 男女共同参画推進委員長（以下「委員長」という。）は、第1項の申請に基づき審査を行い、その審査結果を利用希望者に通知する。

(利用者の義務)

- 第7 利用者は、研究活動支援者の雇用期間終了後1月以内に、研究活動支援者の業務内容の実績等を別に定める報告書（様式2）により室長に報告しなければならない。
- 2 利用者は、研究活動支援者のキャリア形成に配慮し、また、研究活動支援者が学生の場合にあっては、その者が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。
- 3 利用者は、制度を利用しライフイベントの時間が確保できるよう、可能な限り、単独で業務に当たれるように指導を促すこと。

(要項の改廃)

- 第8 この要項の改廃は、男女共同参画推進委員会の議を経て、委員長が行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、研究活動支援者に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年12月17日から施行する。